株式交換に係る事後開示書類

（会社法 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2021 年 6 月 1 日

株式会社 GA technologies

株式会社パートナーズ

2021 年 6 月 1 日

株式交換に係る事後開示書面

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
住友不動産六本木グランドタワー40 階
株式会社 GA technologies
代表取締役 樋口龍

東京都品川区東五反田 2 丁目 8 番 8 号
ＦＬＥＺＩＯ五反田 7 階
株式会社パートナーズ

株式会社 GA technologies（以下、「GA」といいます。）は、本日 2021 年 6 月 1 日を効力発生日として、GA を株式交換完全親会社、株式会社パートナーズ（以下、「パートナーズ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項 2 号、第 801 条第 3 項第3号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2021 年 6 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差し止め請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

（3）会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規程による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2)会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3)会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により、GA に移転したパートナーズ株式の数は 99 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1)GA は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した GA の株主はおりませんでした。

(2)パートナーズは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 4 月 15 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3)GA は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のパートナーズの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するパートナーズの株式 1 株に対して GA の株式 4,198 株の割合をもって GA の普通株式を割当交付しました。GA が交付した株式の総数は 415,600 株です。

(4)本株式交換により増加する GA の資本金、資本準備金および利益準備金は以下のとおりです。

①資本金　　0 円

②資本準備金　　会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途定める額

③利益準備金　　0 円

以上